

指定管理業務及び自主事業の収支構成の考え方

(1) 収支構成

| 項目 | | 積算対象 | |
|----|--------|-----------|---|
| 収入 | 指定管理業務 | ア) 指定管理料 | ・ 指定管理料 |
| | | イ) 利用料金収入 | ・ 利用料金収入 ・ 健康運動教室事業収入 |
| | 自主事業 | ウ) 自主事業収入 | ・ 催事に係る収入 ・ 飲食事業収入 ・ 物販事業収入（自動販売機等） ・ 広告掲載事業 ・ その他目的外使用に伴う収入 |
| 支出 | 指定管理業務 | エ) 運営費 | ・ 人件費 ・ 消耗品費 ・ 委託料 ・ その他支出 |
| | | オ) 維持管理費 | ・ 人件費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 修繕費 ・ 光熱水費 ・ 委託料（警備、清掃、点検等） ・ 賃借料（機械警備、トレーニングマシン等） |
| | | カ) 一般管理費 | ・ 本社部門の経費等 |
| | | キ) その他 | ・ 公租公課（未払い消費税等を除く） ・ 保険料 ・ その他の経費等 |
| | | ク) 未払い消費税 | ・ 未払い消費税 |
| | 自主事業 | ケ) 自主事業費 | ・ 人件費 ・ 委託料 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ 行政財産使用料（自動販売機等） ・ その他自主事業に係る経費 |

(2) 収支項目の定義

ア) 指定管理料

指定管理業務の対価として市から支払われる指定管理料を指し、指定管理業務に係る支出（見込み）と利用料金収入（見込み）との差額にあたる。

イ) 利用料金収入

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度により指定管理者が収受する利用料金を指し、指定管理者自らの収入とすることができる。なお、健康運動教室事業において参加者から徴収する参加費は、利用料金収入に含めるものとする。

ウ) 自主事業収入

指定管理者が自らの費用と責任により企画・開催した催事、飲食事業、Ⅲ類備品の貸出しなどの対価として施設利用者等から得られる収入を指す。

エ) 運営費

管理運営基準に記載する「運営に関する業務」の実施に係る経費を指す。

オ) 維持管理費

管理運営基準に記載する「施設維持管理に関する業務」の実施に係る経費を指す。

カ) 一般管理費

本施設の指定管理業務に要する本社部門の経費（人事、総務、経理部門の費用等）を指す。

キ) その他

公租公課（未払い消費税を除く）や保険料のほか、他の項目に該当しない経費を指す。

ク) 未払い消費税

指定管理業務に係る未払い消費税を指し、指定管理業務に係る仮受け消費税と仮払い消費税の差額にあたる。

ケ) 自主事業費

自主事業の実施に係る経費全般（人件費、委託料、物品の購入費、自動販売機を設置する際に市に支払う行政財産使用料等）を指す。